

居宅介護支援・介護予防支援 重要事項説明書

1. 事業所概要

事業所名称	介護支援ネクスト東庄
所在地・TEL	千葉県香取郡東庄町笹川い 757 TEL0478 (79) 8606
管理者名	田中育代
事業所番号	1275300224

但し、管理者の要件は主任介護支援専門員とする。(令和9年3月までの経過措置あり)

2. 事業所の目的と運営方針

居宅において利用者の要介護、要支援状態の軽減、悪化の予防になるよう療養上の目標を設定し、居宅サービス計画の作成を支援し、サービス提供事業者との連絡調整を図ります。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する指定相談支援事業所との連携に努める。

3. 事業者の職員体制

職種	常勤	非常勤
主任介護支援専門員	1名	0名
介護支援専門員	1名	0名

4. 営業日、営業時間

営業日時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
------	-------------------------

但し、12月29日から1月3日及び祝日は除く。

5. 営業地域

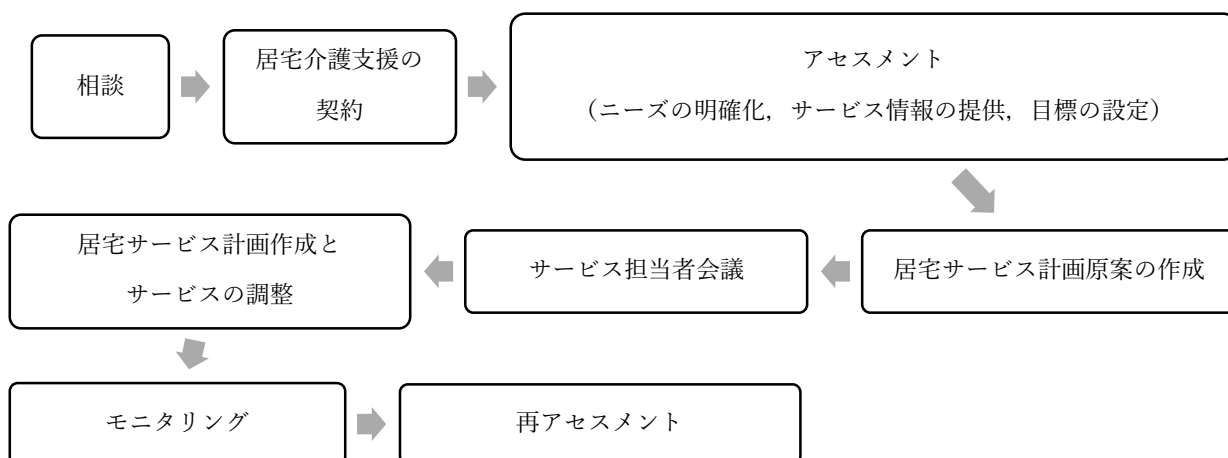
通常の営業地域	東庄町・香取市・銚子市・茨城県神栖市
---------	--------------------

6. 利用料

介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。

(全額介護保険により負担されます。)

7. ご利用の流れ



8. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり体調の急変が生じた場合は、家族、医師等に連絡いたします。

緊急連絡先 _____

9. 事業所の責務

(虐待の防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 田中育代
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(衛生管理等)

- (1) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(業務継続計画の策定等について)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(身体拘束等の禁止)

- (1) 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 3. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

(カスタマーハラスメントへの対応)

- (1) 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- (2) 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。
 - ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - ④ その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- (3) 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- (4) 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- (5) カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

10. サービス提供に関する相談・苦情

ご不明な点や疑問がありましたら上記事業所の苦情相談窓口担当の田中育代までご相談ください。

(TEL:0478-79-8606)

またお住まいの保険者にご連絡して頂いても構いません。

お気持ちよく支援させて頂ければと思いますので、些細なことでもご相談ください。

当社の指定は、

東庄町役場 健康福祉課 介護保険係（保健福祉総合センター内）電話：0478-80-3300 です。

11. 料金表

居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1か月あたり以下の金額になります。

要支援 1,2	4,420 円
要介護 1,2	10,860 円
要介護 3,4,5	14,110 円

以下の場合には加算料金をいただきます。※要介護度による区分はありません

初回加算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円	入院日に情報提供した場合。提供方法は不問 ※入院前日や営業終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円	入院日の翌日または翌々日に情報提供した場合。提供方法は不問

退院・退所加算	<カンファ無 > 1 回 4,500 円 2 回 6,000 円 <カンファ有 > 1 回 6,000 円 2 回 7,500 円 3 回 9,000 円	退院、退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等の連携した場合。初回加算とは併用不可。カンファレンスの参加の有無で料金
小規模多機能型連携加算 看護小規模多機能型連携加算	3,000 円	小規模多機能居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合 複合型サービスの利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
通院時情報連携加算	500 円	利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行う。
介護職員等処遇改善加算	1 か月の総利用単位数の 2.1%	ケアプランデータ連携システムを利用している場合。

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができます。

当事業所は提供開始にあたり、重要事項説明に基づいて説明しました。

令和 年 月 日

所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 757

事業者名 介護支援ネクスト東庄 ㊤

事業所番号 1275300224

管理者 田中育代

説明者 氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、同意致しました。

《本人》

令和 年 月 日 住所 _____

氏名 _____ ㊤

《家族》

令和 年 月 日 住所 _____

氏名 _____ (続柄) ㊤

個人情報の保護に関する同意書

合同会社NEXT
介護支援ネクスト東庄
管理者 田中育代様

個人情報（利用者及び家族）については、下記の必要最低限の範囲で使用することに同意します。

記

1.個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、他施設へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第3者への個人情報の提供を必要とする場合
主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以上のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2.個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上

《本人》

令和 年 月 日 住所 _____

氏名 _____ ㊞

《家族》

令和 年 月 日 住所 _____

氏名 _____ (続柄) ㊞

居宅介護支援・介護予防支援契約書

様（以下「利用者」という。）と介護支援ネクスト東庄のご利用について次の通り契約します。

（契約の目的）

事業所は、利用者または地域包括支援センターの依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第1条 契約期間は令和 年 月 日から、利用者の介護保険等の有効期間満了日とする。

第2条 契約終了までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（事業者の事業内容等重要事項）

第3条 事業者はこの契約を結ぶにあたって、別紙重要事項説明書により利用者に説明を行います。

（契約終了）

第4条 利用者は事業者に対し7日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。

次のいずれかの事由に該当する場合は自動で契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が要介護、要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

利用者やその家族等が当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いなどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより直ちにサービスを終了していただく場合があります。

（秘密保持）

第5条 事業者及び事業所に従事するものは、サービスの提供をするうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第3者に漏らしません。

事業者及び事業所に従事するものは、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得ます。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

（苦情対応）

第6条 事業者は利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

（料金）

第7条 料金については重要事項説明書に記載した通りです。

（善管注意事項）

第8条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその義務を遂行します。

(介護支援専門員の業務)

第9条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文章で通知します。

万が一、入院した際は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようにお願いします。

また、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされており、この意見を求めた主治医に対してケアプランを交付します。

そのほか訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(居宅サービス計画作成の支援と変更)

第10条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービスを事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、サービスの選択を相談します。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意事項を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 事業者は利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

(サービス提供の記録等)

第11条 事業者は定期的に、居宅サービス計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況を評価し、その結果を書面に記載します。また事業者は居宅サービス計画に記載した記録書等の書面を作成した後5年間はこれを保存し、利用者の求めに応じて閲覧を受け付け、必要に応じてその複写物を交付します。

(本契約に定めない事項)

第12条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

本契約に定めない事項については介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

令和 年 月 日 所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 757

事業者名 介護支援ネクスト東庄 ㊞

事業所番号 1275300224

管理者 田中育代

《本人》

住所 _____

氏名 _____ ㊞

《家族》

住所 _____

氏名 _____ (続柄) ㊞